

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 スケ ジュ ー ル
<p>1. 住宅・都市開発</p> <p>○ 現在各都道府県で行われている第2回の繰引きの見直しについては、計画的な市街化促進の観点から、人口、市街地整備の動向に即して、適切に行い、その早期完了を図る。</p> <p>○ 今回新たに設定された保留人口フレーム（将来人口の一部を市街化調整区域に予定する制度）の活用等により、土地利用の動向に即して、繰引き制度の機動的な運用を図る。</p> <p>○ 市街化調整区域において、地域の実情に応じ、計画的な優良開発を推進するための開発許可の規模要件の引下げについては、引下げ未実施の地方公共団体に対し、積極的な指導を行う。</p> <p>○ 新しい土地有効利用の方策としての土地信託については、各種事業に関する助成措置等の適用関係を明確にするなど、活用のための条件を整備する。</p>	<p>昭和57年9月の繰引き制度の運用方針の改善に係る通達に基づき、昭和58年度より全国において実施されている第2回目の繰引きの見直しでは、昭和60年9月30日現在、33都道府県がその手続を行っており、164都市計画区域において見直しが完了したところである。</p> <p>建設省においては、他の都市計画区域についても繰引きの見直しを推進する旨、引き続き地方公共団体を指導することとしている。</p> <p>昭和58年度より全国において実施されている第2回目の繰引きの見直しにおいては、大半の都市計画区域において保留人口フレームの設定を行っている。</p> <p>建設省においては、今後見直しが予定される都市計画区域については保留人口フレームの設定を行うよう、また保留人口フレームを有する都市計画区域については、機動的に市街化区域への編入を行うよう、引き続き地方公共団体を指導することとしている。</p> <p>規模要件引下げ未実施の地方公共団体に対して通達を行い、鋭意指導を行う。</p> <p>土地所有者の根強い土地保有意向を配慮しつつ、土地の有効利用を促進するためには、土地を実質的に手放すことなく有効利用の促進が可能となる土地信託方式を積極的に活用してゆく必要がある。このため、土地信託方式に関する法令等の適用関係を明確にするなど活用のための条件の整備を図っていく。</p>	<p>昭和60年中に、第2回の繰引き見直しの早期完了について通達で指導するとともに、引き続き個別に指導する。</p> <p>昭和60年中に、保留解除の推進について、通達で指導するとともに、引き続き個別に指導する。</p> <p>昭和60年7月10日付けで、未実施の地方公共団体に対して、引下げに係る都市計画法施行令第31条ただし書に基づく規制制定を早期に検討するよう通達したところであり、今後とも引き続き指導を行う。</p> <p>昭和61年度。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>○ 用途地域の指定については、土地利用の変化等に応じて、的確な見直しを行う。特に、第一種住居専用地域については、大都市の中心部等の住宅地を良好な中高層住宅に向けて整備していく観点から、真に低層住宅としての良好な居住環境の維持のため必要な場合を除き、第二種住居専用地域に指定替えを行うこと、土地利用の変化に機動的に対応したスポット的な用途地域の変更を行うことなどについて、地方公共団体を指導する。</p>	<p>(1) 市街地環境及び都市機能上合理的かつ望ましい土地利用を実現するため決定される用途地域については、その見直しを行うに当たって、まず都市の土地利用に関する方針・計画を明らかにする必要がある、このため現在繰引きの見直しとあわせて市街化区域の「整備・開発及び保全の方針」を見直しているところである。特に大都市については都市再開発方針を策定することとしており（策定対象都市22都市）、このうち9都市が策定を了している。また横浜市、名古屋市等では用途地域の見直しを行っている。（昭和60年9月末現在）</p> <p>(2) この他、土地区画整理事業・市街地再開発事業等の都市の土地利用に関する計画方針に適合した面的整備事業を行う区域については、比較的小規模の場合においても事業上の要請に対処しうよう適宜用途地域の見直しを行ってきている。なお東京都の環七以内の第一種住居専用地域の見直しについては、このうち必要なものに関して地区計画等により整備の方向を明らかにした上で第二種住居専用地域に変更していくことを現在都において検討している。</p> <p>(3) 今後とも、用途地域の指定の見直しについては、都市の人口・産業・土地利用の変化動向を助案し、また、都市整備の目標に即して機動的に行うよう、地方公共団体を指導する。</p>	<p>昭和60年中に、用途地域に関する都市計画の見直しについて迅速で指導するとともに、引き続き個別に指導する。</p>
<p>○ 組合土地区画整理事業の一括代行方式については、住宅金融公庫等の業務代行者融資制度の活用を図るとともに、契約内容の標準化を進めるなど、その普及を推進する。</p>	<p>住宅金融公庫の業務代行者融資制度は昭和60年4月27日公布施行の住宅金融公庫法の改正に伴い創設されたものであるが、同制度の積極的な活用のためその周知徹底について住宅金融公庫を指導していく。</p> <p>契約内容の標準化については、一括代行方式による場合の土地区画整理組合及び業務代行者間の契約に関して必要不可欠な事項を網羅したモデル契約を作成し、かつ当該契約における留意事項等をとりとまとめ、これらを基に一括代行方式の普及を促進する。</p>	<p>業務代行者融資制度の活用については、今後随時その活用に必要な指導を行う。</p> <p>契約内容の標準化については、昭和60年度中にモデル契約等を作成し、土地区画整理組合、業務代行者を希望する民間事業者等の要望に応じ資料として提供できるように準備する。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>○ 宅地開発指導要綱及びいわゆるマンション指導要綱については、「宅地開発等指導要綱要綱に関する措置方針」の趣旨が徹底されるよう、都道府県を通じ個別指導を強化するとともに、関係省庁が相互に協力して、その実態を把握し、適切な指導を行う。</p> <p>○ 良好な都市環境の形成に資するプロジェクトについては、特定街区、総合設計の制度を弾力的に活用し、個別的な容積率の割増しを積極的にを行う。 なお、いわゆる空中権については、当面、特定街区制度及び一団地の建築物に対する建築基準法上の特例制度の活用により、その活用を推進する。</p> <p>○ 中水道、地域冷暖房を設置する建築物について、一定の範囲内で容積率の緩和を行うよう措置する。</p> <p>○ 多様な宅地需要に的確に対応しつつ、公的宅地開発事業地の市街化促進を図るための方策について、民間住宅分譲事業者による住宅供給方式を活用するとともに、各種業務施設の適切な配属が行いよう制度等の改善を図る。</p>	<p>宅地開発指導要綱及びいわゆるマンション指導要綱について、「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」の趣旨を徹底するとともに、引き続き、行き過ぎの是正について、都道府県を通じて指導する。</p> <p>(1) 特定街区制度についてはその一時的活用を図るため昭和59年6月に同制度の運用改善を行い、容積率割増の対象の拡大及び複数の特定街区相互の容積移転を可能とした。今後とも、この運用改善の趣旨に沿った特定街区の弾力的な活用について地方公共団体を指導する。</p> <p>(2) 良好な都市環境の形成に資するプロジェクトについては、総合設計の制度を弾力的に活用し、個別的な容積率の割増を積極的に行うよう指導する。 また一団地の建築物に対する特例制度については、昭和60年2月に通達したところであり、今後ともその活用を推進していくよう指導する。</p> <p>中水道、地域冷暖房等の施設を設置する建築物について、一定の範囲内で容積率の緩和を行う建築基準法第52条第4項第1号に基づく許可についての技術的基準を明らかにする。</p> <p>(1) 公的宅地開発事業地において造成された宅地に民間住宅建設事業者が良質な住宅を建設して供給する共同分譲方式、特定譲渡方式等を積極的に活用するよう公的宅地開発事業者を指導する。</p> <p>(2) 地域整備上の要請に即して公的宅地開発事業地に各種業務施設の適切な配属が行いよう新住宅市街地開発事業制度の改善を図る。</p>	<p>昭和60年度中に通達で指導するとともに、随時都道府県を通じて個別指導等を行う。</p> <p>昭和60年中に通達で指導するとともに、引き続き個別に指導する。</p> <p>昭和60年中に通達予定。</p> <p>(1) については、今後随時その活用に必要な指導を行う。</p> <p>(2) については、昭和61年度を目途に必要な制度改善を行う。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>○ 既成市街地の高度利用が必要な地区について、その地区内で民間等が行う優良な都市再開発事業が促進されるよう、必要な措置を検討する。</p> <p>○ 開発許可については申請者に無用の負担を課すことのないよう、開発許可審査について、適切な標準的処理期間の設定を推進すること、事前協議終了後の本申請についての市町村経由手続の迅速化等を行うこと、提出書類の簡素化を進めることなど、手続の簡素化、迅速化の措置を講ずる。</p> <p>○ 市街化調整区域等における農地転用許可については、経由手続を含め全体としての審査の効率化、提出書類の簡素化など、手続の簡素化、迅速化の措置を講ずる。</p>	<p>1. 昭和57年7月16日付けの開発許可に関する事務の迅速な処理についての局長通達の内容の周知徹底を図る。</p> <p>2. 提出図面、書類の標準化、簡素化等について検討する。</p> <p>3. 事務処理に関する標準的マニュアルの策定について検討する。</p> <p>農地転用の許可事務の迅速化、簡素化については次のような措置を取ることを考えている。</p> <p>① 事前審査における条件付内示の実施 事前審査においては、農用地区域からの除外等農地法以外の法制度との調整が図られれば許可が可能である場合には、この旨条件を明示して内示を行う等事務処理の改善を行う。</p> <p>② 事務処理体制の合理化 農業委員会の開催日を周知徹底し、申請者の利便に資するようにするとともに、申請件数の多寡に応じ農業委員会を弾力的に開催すること等により、合理的な期間内に事務処理を終えるようにその改善を図る。また、農業委員会段階において農地転用許可基準上の農地区分を明示した地図を作成し、転用事業者の利用の便に供するとともに、事務の迅速化に資するようにする。</p> <p>③ 添付書類の簡素化 転用事業者が、許可申請をするに際し、都道府県が農地法施行規則及び転用事務処理要領（通達）に定めている添付書類以上のものを要求するのは、事業の適正な処理を図る上で特に必要と認められる場合に限定することとし、過大な書類を提出させることのないよう事務の簡素化を図るための指導を行う。</p>	<p>昭和61年以降逐次。</p> <p>1について、60年度中に通達する。2、3について、随時行う。</p> <p>昭和60年中に通達する。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>○ 国の権限とされている保安林解除の手続については、開発許可手続との並行化を進めることなどにより、経由機関における調査の効率化、国の審査の改善など、手続の迅速化を推進し、開発許可後の保安林解除手続期間の短縮を図る。</p>	<p>保安林の解除事務の迅速化、簡素化については、次のような措置をとることを考えている。</p> <p>① 他法令の許認可等との併行審査の実施  都道府県から国への進達は、これまで他法令による許認可等のなされることが現実となった段階で行うこととしてきたが、今後は、他法令による許認可等のなされる見込みがあるかどうかにかかわらず都道府県における現地調査等の結果が取りまとめられ次第速やかに行うものとし、関係機関と常時緊密な連絡をとりつつ、他法令の許認可等と併行的に審査を行うよう努める。</p> <p>② 事前相談等の実施  都道府県は、保安林の所有者等から保安林の他用途への転用について、事前に相談等があった場合には、保安林の解除要件に照らしての問題点、保安林解除の手続き、解除申請書の添付書類等の作成要領、その他必要な事項の指示等適切な助言等を行い、適正な申請書の提出が行われるよう指導する。</p> <p>③ 添付書類等の簡素化  転用の目的、態様等からみて、保安林の指定目的の達成に及ぼす支障が少ないと認められるものについては、解除申請書添付書類等の簡略化を図る。</p>	<p>昭和60年中に省令改正等により実施。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実施スケジュール
<p>○ 宅地開発等に当たっての埋蔵文化財の調査については、調査体制を整備するとともに、埋蔵文化財包蔵地を周知徹底し、事前協議・調査期間短縮のため、事務処理及び調査等の基準をより明確化し、地方公共団体への徹底を図るなど、文化財保護と都市整備の推進との円滑、迅速な調整のための具体的措置を講ずる。</p> <p>○ 建築確認審査については、法定期間を遵守するため、書類不備等の不適合通知の活用、確認時の審査対象法令・事項の明確化など、審査手続の効率化、迅速化の措置を講ずる。また、総合設計等建築基準法上の特例許可についても、手続迅速化のための措置を講ずる。</p>	<p>埋蔵文化財調査の迅速化を図るための措置</p> <p>(1) 調査体制の整備</p> <p>① 埋蔵文化財調査センターの整備のため所要の措置を講ずる。</p> <p>② 調査員の資質の向上のために研修を充実する。</p> <p>③ 開発の進捗状況に即応した専門職員の効率的な広域活用の検討を行い、指導等に努める。</p> <p>(2) 開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準の作成について検討を行い、作成後指導等に努める。</p> <p>(3) 地方公共団体等へ埋蔵文化財包蔵地の周知徹底、手続及び調査の迅速化等について通達等により指導徹底を図る。</p> <p>建築確認申請書の記載に不備を発見した場合等において、引き続き建築基準法第6条4項に基づく不適合通知を活用することにより事務処理の効率化を図る。</p> <p>また、消防法等の建築基準法以外の法令も建築確認審査の対象となるが、事務処理の効率化・迅速化を図るため、審査対象法令及び事項の明確化について、検討を続けているところであり、早急に検討結果を取りまとめ、特定行政庁を指導する。</p> <p>総合設計等の特例許可の手続きについては、今後とも手続きの迅速化を図るよう指導する。</p>	<p>(1) の①及び②については、昭和60年度実施しており昭和61年度も実施する。</p> <p>(1) の③及び(2)については、昭和60年度検討し、昭和61年度以降実施する。</p> <p>(3) については通達を昭和60年中に実施する。</p> <p>昭和60年度中に、通達をもって指導する予定。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 スケ ジュ ール
<p>2. 設備投資、研究開発投資</p> <p>○ 電気事業者が今後必要とする設備投資資金を円滑に調達するために、電気事業者の社債発行限度に係る法的措置を講ずる。</p> <p>○ 電気通信事業については、ポケットベル・サービス、自動車電話等の分野への新規参入を実質的に可能とするため、引き続き技術基準の改定等を行う。</p> <p>○ 銀行等の店舗設置等に係る規制については、一層の弾力化を図る。</p> <p>○ 証券会社の店舗設置等に係る規制については、一層の弾力化を図る。</p>	<p>現行社債特例法は、昭和61年3月末日で失効することとなるが、一般電気事業者については、今後の設備投資計画からみて、同法失効後経過措置のみでは社債による必要な資金調達に支障をきたし、また経過措置に従って発行倍率を10年間に2倍に戻すことは困難である。従って、一般電気事業者の円滑な資金調達に資するため現行法を改正する必要がある。</p> <p>このため、今後の設備投資量、必要資金量、資金調達等を勘案し、期限の延長及び倍率の拡大を行うため、所要の法的措置を講ずる。</p> <p>現在電気通信技術審議会に諮問し、検討されているところであり、その答申を持って措置することとしている。</p> <p>金融機関店舗の取扱いについては、2年毎に店舗通達を发出しており、その中間年にも見直しを行っている。</p> <p>最近では昭和60年4月12日に60・61年度に係る店舗通達を发出し、一層の規制緩和を図っている。</p> <p>今後とも当該地域の通貨供給等への影響、利用者利便及び金融効率化等を考慮の上、上記の機会に一層の弾力化について検討する。</p> <p>証券会社の店舗については、2年毎に店舗通達を发出しており、その中間年にも見直しを行っている。</p> <p>最近においては昭和60年3月12日、60・61年度店舗に関する通達の发出に際して弾力化を図ったところである。</p> <p>今後とも、当該地域の投資家の資金運用、企業の資金調達等への影響、証券取引の効率性及び利用者利便等を考慮し、上記の機会に一層の弾力化について検討する。</p>	<p>今次臨時国会に、改正法律案を提出する予定。</p> <p>答申(昭和61年4月予定)後、ガット通報及び電波監理審議会の議決(それぞれ最小限3、5カ月及び2カ月の期間を要する。)を経て省令改正を行い施行する。</p> <p>昭和61年以降、左記の機会に逐次、通達の发出等により対応する。</p> <p>昭和61年以降、左記の機会に逐次、通達の发出等により対応する。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>○ 保険会社の不動産取得に係る規制については、保険会社による不動産投資の多様化、効率化を図る観点から、用途制限の緩和等の措置を講ずる。</p>	<p>現在投資用不動産については、損害業界と当局との合意により、賃貸事務所等に用途が制限されているが、この制限を廃止する。</p>	<p>左記合意を廃止する。 昭和60年10月2日措置済。</p>
<p>○ 地方の航空需要の変化に対応した地域航空輸送（いわゆる通勤航空）を確立するため、使用する小型航空機の範囲を拡大するなど同分野への参入の円滑化を図る。</p>	<p>不定期航空運送事業として行う通勤・サービスに使用する小型航空機については、現在のところ最大離陸重量5.7トン以下としているが、この範囲を拡大する。</p>	<p>昭和60年中に通達を改正する。</p>
<p>○ ヘリコプターの利用を促進するための措置をとる。</p>	<p>(1) 諸外国における基準等も調査し、安全面に十分配慮のうえ、制限表面等に係わる基準の緩和等ヘリポートの設置基準を見直す。また、場外離着陸場の許可基準についても同様の見直しを行う。 (2) 首都圏及び近畿圏において関係地方公共団体の意向を聴しつつ、ヘリポート増設の可能性について検討する。 (3) 派附圏の削減等場外離着陸場の許可手続の簡素化を図る。</p>	<p>(1) については、昭和60年中に省令改正及び通達により実施。  (3) については、昭和60年度中に通達により実施。</p>
<p>○ 異免許人間通信の原則禁止を緩和する。</p>	<p>無線通信利用の規制緩和の見地から、異免許人間通信の規制の緩和について現在その取扱いを検討中である。</p>	<p>昭和60年中を目途に通達により実施。</p>
<p>○ 主要農作物種子の生産、流通分野への民間事業者の参入が可能となる体制を整備するため、民間事業者が参入するに当たっての手続規定、参入事業者に対する指導監督規定等の整備等について検討を行い、諸般の準備調整を進める。</p>	<p>行革審査申の各指摘事項を踏まえつつ、具体的措置内容を検討中である。</p>	<p>昭和61年を目途に法律等により実施。</p>



検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>3. 個人消費</p> <p>○ 貸切バスの運賃について幅運賃の幅を拡大する。</p> <p>○ 乗合バスの運賃に係る営業割引の運用をより一層弾力化する。</p> <p>○ タクシー運賃については、利用者ニーズの多様化に応じ、多数の旅客を運送する運賃、観光地におけるルート別運賃の設定など適切な措置を講ずる。</p> <p>○ 大都市近郊における住宅団地等への深夜輸送対策として、①バス終発時刻の延長、②深夜バスの導入、③乗合タクシーの導入の一層の促進を行う。</p> <p>○ 地方鉄道及び軌道の臨時の運賃割引の規制を緩和する。</p> <p>○ トラック運送事業について、宅配便の標準運送約款を制定、公示する。</p>	<p>貸切バスの運賃について、現在上下それぞれ10%の幅運賃制をとっているが、この10%の幅を拡大することとする。</p> <p>バス事業者の創意工夫により、利用者の運賃負担を軽減するとともに、その需要喚起効果により事業者の収益の増大を図ることを目的として、営業割引の運用の一層の弾力化とこれに係る事案の処理の迅速化等を図った。</p> <p>タクシー運賃について、多数の旅客を運送するいわゆるジャンボタクシーに係る運賃や観光地におけるルート別運賃を設定する等の措置を講ずる。</p> <p>大都市近郊における住宅団地等への深夜輸送対策として、相当程度の定期的需要がある場合に、バス終発時刻の延長又は深夜バスの導入を図ることとし、また、これらのバス輸送の実施が困難であり、かつ、終バス後一定量の定期的輸送需要が存する区間においては、乗合タクシーの導入を図ることとする。</p> <p>地方鉄道業者及び軌道業者が臨時に旅客運賃の割引を行う場合、届出によって割引しうる余地を広げるとともに割引期間の制限の撤廃等の措置を講ずる。</p> <p>消費者保護の観点を重視した宅配便の標準約款を制定、公示することにより、宅配便の利用の促進を図る。</p>	<p>昭和61年中に通達により実施する。</p> <p>昭和60年6月24日付け通達により実施済。</p> <p>昭和61年中に通達により実施する。</p> <p>昭和60年度中に通達により実施する。</p> <p>昭和60年中に省令の改正を行う。</p> <p>昭和60年9月19日付け運輸省告示により公示済。(同年11月20日より実施)</p>

検討項目	具体的措置内容	実施スケジュール
<p>○ 路線トラック運送事業の荷役所のうち、宅配便のいわゆる取次店の新設及び廃止に係る名称及び位置の認可を届出とする。</p> <p>○ 百貨店等に宅配便の専門名称を使用できるようにすることにより、そのセールス機能を強化する。</p> <p>○ 標準倉庫寄託約款制度を導入し、トランクルームサービスの標準約款を制定、公示する。</p> <p>○ 一般旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業について、営業割引の運用を弾力化する。</p>	<p>宅配便のいわゆる取次店の新設及び廃止に係る名称及び位置について、事業計画の変更認可を変更の届出で足りることとする。</p> <p>百貨店等貨物の集荷力を有する事業者が宅配便の専門名称を使用できるようにすることにより、これらの事業者に宅配便貨物の集荷に対するインセンティブを与え、そのセールス機能の強化を図る。</p> <p>現在、トランクルームサービスには、事業者間取引を念頭においたモデル約款が用いられているが、消費者保護の観点からこの約款の見直しを行う一方、標準倉庫寄託約款制度を導入し、その普及を図る。</p> <p>利用者の運賃負担を軽減するとともに、その需要喚起効果により事業者の収益の増大を図ることを目的として、一般旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業についての旅客運賃及び自動車航送運賃に係る営業割引について、運用の弾力化とこれに係る事業の処理の迅速化等を図った。</p>	<p>昭和60年中に省令（道路運送法施行規則）の改正を行う。</p> <p>昭和60年度中を目途に通達等により実施する。</p> <p>標準倉庫寄託約款制度の導入については、行革一括法案における倉庫法の一部改正により措置する。法案が成立し、施行された後、トランクルームサービスに係る標準約款を告示することとしている。</p> <p>昭和60年6月20日付け通達により実施済。</p>

検 討 項 目	具 体 的 措 置 内 容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル
<p>4. その他</p> <p>○ 定期航空運送事業の国内航空貨物運賃について、営業割引の運用を弾力的なものとする。</p> <p>○ 利用航空運送事業の国内利用航空貨物運賃について、営業割引の運用を弾力的なものとする。</p>	<p>国内航空貨物運賃の営業割引制度に関し、航空企業の創意工夫を最大限に活かし、適時適切に同制度を設定・変更・廃止しうよう事務処理の改善を図ることとする。</p> <p>国内利用航空貨物運賃の営業割引制度に関し、利用航空運送企業の創意工夫を最大限に活かし、適時適切に同制度を設定・変更・廃止しうよう事務処理の改善等の措置を検討する。</p>	<p>昭和60年中に運用の弾力化を図る。</p> <p>昭和60年中に運用の弾力化を図る。</p>